

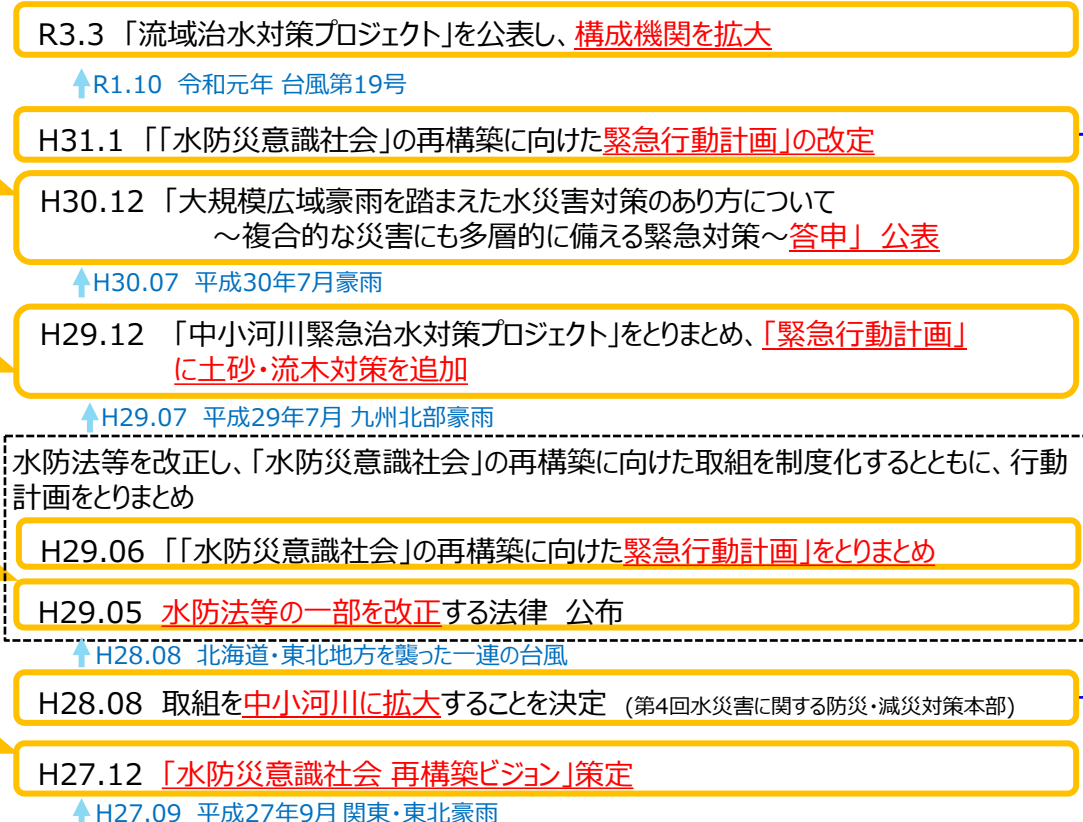
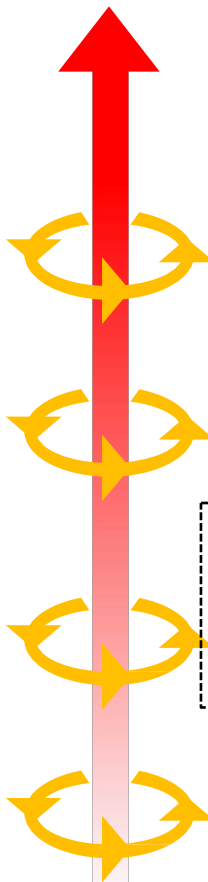
今後の取組方針

- ・ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の経緯
- ・ 減災対策協議会 5年間で達成すべき目標
- ・ 第2期重点的に実施する取組

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の経緯

平成27年9月関東・東北豪雨災害を受けて「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、5か年が経過しました。さらに令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などを経験したことを踏まえて、富士川流域では令和3年度～令和7年度までの**第2期取組方針（取組目標）**を策定しました。令和4年度協議会では、取組方針に対する令和3年度の取組状況を踏まえた**フォローアップ**、**R4重点実施取組の周知**を行う。

PDCAサイクルで
取組を充実し加速

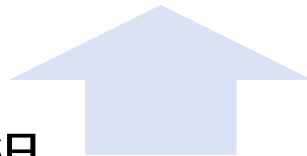


大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会（平成30年12月）
『基本的な考え方に関する参考資料』 に加筆

減災対策協議会 5年間で達成すべき目標

■ 5年間で達成すべき目標

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す



■ 上記目標達成に向けた取組

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動及び施設運用の強化

第2期重点的に実施する取組

令和2年度末に実施した第1期取組の達成度、重要度に関するアンケートにより、**継続実施**、**取組強化・加速化**の取組を設定し、**新規追加**の取組と合わせて、第2期の重点的に実施する取組とした。

さらに、**令和3年度の流域全体の取組進捗率が35%未満の取組**、**多くの機関が関係するため取組達成に時間を要する取組**を踏まえて**令和4年度に重点的に実施する取組を設定**した。

第2期 重点的に実施する取組（10項目） **赤文字：R4重点実施取組（4項目）**

第1期から継続実施

- No.20 防災教育の促進
- No.29 関係機関が連携した水防訓練の実施
- No.36 排水ポンプ車等、災害対応による機器の操作講習会の実施

第1期から取組強化・加速化

- **No.4 多機関連携型タイムラインの作成**
- **No.9 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進**
- **No.11 広域避難計画の策定**
- No.17 洪水予測や河川水位の状況に関する解説
- No.46 応急的な退避場所の確保

多くの機関が関係する取組→**R4重点実施取組**

- **No.4**：タイムライン検討会で連携の調整が必要
- **No.9**：タイムライン検討会でのシナリオを基に情報提供が必要
- **No.11**：広域避難基準をトリガーとする対応の確認が必要

第2期から新規追加

- No.3 ダム放流情報を活用した避難体系の確立
- **No.21 災害の伝承**

進捗が芳しくない取組

- No.36：感染症拡大防止のため進捗が進んでいない。
- No.3：新たな取り組み。治水協定の関係機関が取組を進めたのち、情報提供を行う。
- **No.21**：新たな取り組み。一部機関は地理院登録済み→**R4重点実施取組**

No.4 多機関連携型タイムラインの作成

R4重点実施取組

1) 取組の目的・背景

富士川に関わる関係者全員で知恵を出し合うことで個々の機関だけでは解決できなかった解決策を導き出し流域の**防災対応力を向上すること**、タイムラインの活用により迅速な防災行動を行い、**被害の最小化を図ることを目的**としている。

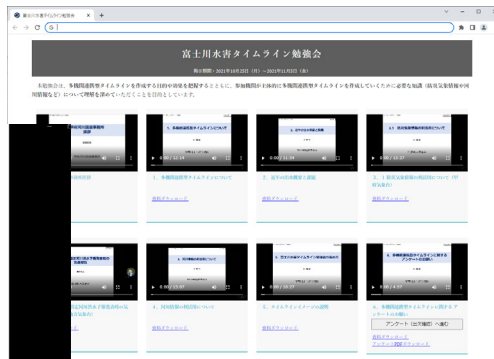
多機関連携型タイムラインの検討に向けて、参加機関の調整を行ってきた。

2) 各機関のR3年度取組状況

河川管理者・関係機関

27機関が動画配信による富士川水害タイムライン勉強会に参加し、**多機関連携型タイムラインの効果や目的、気象に関する予警報等の種類と内容等**について学んだ。

WEBアンケートにより、理解度や調整が必要となる関係機関について確認した。



富士川水害タイムライン勉強会

防災気象情報の利活用に関する説明の様子

3) R4年度の取組予定(想定)

河川管理者

- 多機関連携型タイムライン検討会(仮称)を開催し、関係機関が集まり、行動項目を細分化や他機関との調整が必要となる行動を確認する場を提供する。

関係機関

- タイムライン検討会に参加し、重要な行動項目のトリガーや流れを再確認する。
- 関係各機関の重要な対応の全体像を把握する。
- 情報の発信・受信の行動の流れを把握する。

住民

- 多機関連携タイムラインを踏まえて、住民自らの判断で避難行動をとる(マイ・タイムラインの作成)

No.9 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 ～マイ・タイムライン～

R4重点実施取組

1) 取組の目的・背景

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が2019年3月に改正され、住民自らの判断で避難行動をとる方針が示された。一人ひとりがマイ・タイムラインを作成することで、行動のチェックリストや、判断のサポートツールとして活用され、「逃げ遅れゼロ」が期待できる。

2) 各機関のR3年度取組状況

河川管理者

富士川水系情報提供システムで気象情報等、**タイムラインのトリガーとなる台風経路や県管理区間を含む水位等**を提供している。



富士川水系情報提供システム

自治体

多くの自治体でマイ・タイムライン**作成手引き等をHPで公開**している。

マイ・タイムラインの**作成講習会等**は一部自治体で行われているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により実施できていない自治体もある。

3) R4年度の取組予定（想定）

河川管理者

- ▶ マイ・タイムライン作成に必要な情報（浸水深、基準観測所等）が地点ごとに把握できる**富士川流域版のマイ・タイムライン作成支援ツール**を検討・構築する。
- ▶ マイ・タイムライン作成支援ツールをプレリリースし、自治体等の協力を得てツールの説明と試行を行う。
- ▶ マイ・タイムライン作成支援ツールの使い方として、簡易マニュアル、操作説明ビデオを作成する。

自治体

- ▶ 住民に対して**マイ・タイムライン作成の場**を設ける
- ▶ 住民に対してマイ・タイムライン作成支援ツールの説明、周知を行う。

住民

- ▶ 作成支援ツール等を活用して**マイ・タイムラインを作成**する

関連する取組：No.4 多機関連携型タイムラインの作成／No.20 防災教育の促進

No.11 広域避難計画の策定

R4重点実施取組

1) 取組の目的・背景

平成30年7月豪雨を踏まえ、長期間浸水する恐れのある地域等、当該自治体を超えて避難する必要がある自治体において、広域避難となることを想定した事前の協定等の取り決めを促進することを目的とする。富士川流域では、平成30年にモデル地区として中央市と昭和町を対象に広域避難の検討を実施し、手順書の作成、取り組み課題の整理を行った。

2) 各機関のR3年度取組状況

山梨県

令和3年度は山梨県広域避難検討会を3回開催し、広域避難に関する議論を進めてきた。

広域避難を含めた情報発信の段階として、「共同検討開始」「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の4つの段階を設定し、それぞれトリガーとなる目安を設定した。

3) R4年度の取組予定（想定）

山梨県

- 広域避難を含めた情報発信の4段階を踏まえて、多機関連携型タイムラインの中で多機関との連携を検討する。
- 広域避難先、協定締結先等を検討し、自治体へ情報提供する。

自治体

- 広域避難先へのリードタイムを考慮した避難情報発令のタイミングについて検討し、地域防災計画等に反映する。

住民

- 広域避難も考慮したマイ・タイムラインを作成する。

関連する取組：

No.4多機関連携型タイムラインの作成／No.9住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進

No.21 災害の伝承

～地理院地図への伝承碑の登録～

R4重点実施取組

1) 取組の目的・背景

過去に発生した自然災害に係る事柄（被害の状況など）が記載されている「自然災害伝承碑」の情報を、地形図等に掲載し、**災害教訓を“見える化”**することで、**地域住民の防災意識の向上**が図られ、**的確な防災行動による被害の軽減**を目指す。

2) 各機関のR3年度取組状況

河川管理者

富士川流域にある自然災害伝承碑を調査し、国土地理院への登録に向けて必要な情報を整理した。

- 登録情報が揃っている伝承碑 : 14基
- 登録情報が不足している伝承碑 : 21基

自治体

富士川流域にある自然災害伝承碑を調査し、事務局から学芸員等へのヒアリングに協力した。

登録情報が揃っている14基のうち、2基（復興之碑、記念碑）の伝承碑が国土地理院への登録まで完了した。
（令和4年3月9日時点）

3) R4年度の取組予定（想定）

河川管理者

- 登録情報が揃っている自然災害伝承碑について自治体へ情報提供を行う。
- 国土地理院の登録対象外となった石碑についても所内でデータベースとして整理する。

自治体

- 登録情報が揃っている自然災害伝承碑について国土地理院へ登録申請を行う。
- 登録情報が不足している自然災害伝承碑（建立年不明等）について、追加調査を行う。

住民

- 自然災害伝承碑が登録された地理院地図を活用する。



出典：国土地理院 (https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_utilization.html)
2022.3.15閲覧